

預保納付金支援支出金に係る事業規則（抜粋）

平成 24 年 12 月 18 日

達第 332 号

改正

平成 26 年 5 月 13 日 達第 345 号

第4章 奨学金貸与事業

（対象者）

第 19 条 奨学金貸与事業の対象となる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 犯罪被害者等の子ども（主として当該被害者の収入によって生計を維持していた子どもに限る。）

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）又は同法第125条に規定する専修学校のうち専門課程若しくは高等課程に在学する者、あるいは入学予定の者

(3) 学資の支弁が困難と認められる者

2 前項の規定に鑑みて理事会が認めた者

（奨学金の額及び貸与始期等）

第 20 条 奨学生に貸与する金銭（以下「奨学金」という。）は、次に掲げる額を上限とする。

(1) 大学院に在学する奨学生

ア 国立又は公立の学校に在学する者 月額 100,000 円

イ 私立の学校に在学する者 月額 100,000 円

ウ 入学一時金 300,000 円

(2) 大学、高等専門学校4年以上の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生

ア 国立又は公立の学校に在学する者 月額 80,000 円

イ 私立の学校に在学する者 月額 80,000 円

ウ 入学一時金 300,000 円

(3) 高等学校、高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生及び特別支援学校高等部に在学する奨学生

ア 国立又は公立の学校に在学する者 月額 30,000 円

イ 私立の学校に在学する者 月額 50,000 円

ウ 国立または公立の学校への入学一時金 60,000 円

エ 私立の学校への入学一時金 250,000 円

預保納付金支援金支出に係る事業規則

2014 年 5 月 13 日改正

- 2 奨学生は、前項の上限額の範囲において、奨学金額を任意に設定することができる。
- 3 奨学金の貸与始期は、奨学生として決定した会計年度中の任意の月とし、奨学金の貸与期間は、奨学生として在学する学校等の課程の正規の最短修業期間とする。
- 4 奨学生は、所定の期日までに財団に届け出ることにより、第1項で設定した奨学金額を変更することができる。

(奨学金の申請)

第21条 奨学金の申請者は、所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 申請書(第1号様式 名称:まごころ奨学金申請書)
- (2) 所得証明書
- (3) 在学証明書
- (4) 戸籍謄本
- (5) 住民票(家族全員)
- (6) 写真1葉(縦4cm×横3cm)

(奨学生の決定)

第22条 奨学生の決定は、当該申請に係る書類の審査を行い、理事会の決議を得て、その結果を申請者に通知する。なお、理事会の決議結果について、財団は委員会へ報告する。ただし、財団は奨学金にかかる基金残高の範囲を超えて決定することはできない。

2 前項の通知を受けた者は、第19条第1項(2)に規定する学校に入学が決定したときは、速やかに進学届及び誓約書(連帯保証人と連署のうえ、連帯保証人の印鑑証明書を添付したもの)を提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第23条 奨学金は、原則、毎月一定日に交付するものとするが、事務処理上の事情等があるときは、2月分以上の奨学金を合わせ交付することができる。

2 奨学金の交付は、奨学生本人名義の金融機関の預貯金口座に振込むものとする。

(学業成績の報告)

第24条 奨学生は、毎年度末、成績証明書を財団に届け出なければならない。

(異動届出)

第25条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を財団に届け出なければならない。

- (1) 進学又は転学したとき。
- (2) 休学、復学又は退学したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

- 2 前項の届出は、その届出に係る事項を証するに足りる書面を添えて行うものとする。
- 3 奨学生は、その連帯保証人を変更したとき、又はそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(奨学金の中止)

第 26 条 奨学生が休学したときは、奨学金の交付を中止する。

- 2 奨学生の学業又は性行などの状況により必要があると認められるときは、奨学金の交付を中止することができる。

(奨学金の再開)

第 27 条 前条の規定により奨学金の交付を中止された者が、その理由が止み、そのことを証するに足りる書面を添えて願い出たときは、奨学金の交付を再開することができる。

(奨学金の打ち切り)

第 28 条 奨学生が退学したときは、奨学金の交付を打切る。

- 2 奨学生の学業成績、生活状況等によりその者に引き続き奨学金を交付することが著しく適当でないと認められるときは、理事会の決議を得て奨学金の交付を打切ることができる。なお、打ち切った場合は、その内容を委員会に報告する。

(奨学金の辞退)

第 29 条 奨学生は、いつでも奨学金の交付の辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用証書の提出)

第 30 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、これまで在学中貸与を受けた奨学金の全額(以下「総貸与金額」という。)について奨学金借用証書を作成し、連帯保証人と連署のうえ、直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業若しくは修了し、又は奨学金の貸与期間が満了したとき
- (2) 奨学金の交付を打切られたとき
- (3) 奨学金を辞退したとき
- (4) 退学したとき

(奨学金の利息)

第 31 条 奨学金は、無利息とする。

(返済の期限等)

第 32 条 奨学金の返済の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して 半年を経過した月から 30 年の期限内に、総貸与金額を原則として月賦返納しなければならない。ただし、奨学金を受けた者は、いつでも繰り上げ返済することができる。

2 前項の返済期限については、奨学生が任意に指定することができる。

(奨学金の繰上げ返済)

第 33 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合は、貸与した奨学金の全部又は一部につき繰り上げ返済させるものとする。

- (1) 第 28 条に基づき奨学金が打切られたとき
- (2) 奨学金を辞退したとき
- (3) 第 38 条第 4 項に定める督促にもかかわらず、返済を怠ったとき

(奨学金の返済猶予)

第 34 条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の返済期限を猶予することがある。

- (1) 災害によって返済が困難となったとき
- (2) 傷病によって返済が困難となったとき
- (3) その他やむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき

2 返済猶予の期間は、30 年の返済期限の範囲内で、原則として 1 年以内とする。ただし、猶予を認められた事由が継続するときは、願い出により更に延長することができる。

3 奨学金の返済猶予を受けようとする者は、その事由を証することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、猶予を受けたい期間の 2 か月前までに奨学金返済猶予願を提出しなければならない。

4 奨学金の返済猶予願の提出があったときは、理事会の決議を得てその結果を本人に通知する。

(奨学生であった者の届出)

第 35 条 奨学生であった者は、奨学金返済完了前に氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき、又はそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第 36 条 奨学生または奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人、父母、兄弟又はこれに代わる者は、直ちにその旨を財団に届け出なければならない。

(死亡又は心身障害による返済免除)

第 37 条 奨学生又は奨学生であった者が死亡、又は心身の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返済できなくなったときは、その返済未了額の全部又は一部を免除することができる。

2 奨学金の返済免除は、本人又は連帯保証人などからその理由が確認できる書類を添え

て願い出なければならない。

3 奨学金の返済免除の願い出は、当該免除の事由が生じたときから 原則 1 年以内とする。

4 奨学金返済免除願の提出があったときは、理事会の決議を得て、機構と協議の上、その結果を本人又は連帯保証人に通知する。なお、その内容について、財団は委員会に報告する。

(返済者の管理)

第 38 条 貸与した奨学金が予定の期限までに返済されなかった場合、財団は奨学金を受けた者の状況を速やかに確認するとともに、新たな期限を設けて返済させるものとする。

2 前項に基づき新たに設定した期限までに返済されない場合、または奨学金を受けた者の状況を確認できない場合は、引き続き電話または文書等にて返済を督促するものとする。

3 前項の督促を行なったものの、当初の期限から 3 か月以内に返済される目途が無い場合、財団は該当する者に関する必要な情報と返済されるべき金額を機構に通知する。

4 前項の通知を行った後、さらに 3 か月にわたって督促したにもかかわらず返済されない場合、連帯保証人に対して返済を督促するとともに、財団はその後の対応について機構と協議する。

第 39 条 財団は、奨学生及び連帯保証人の資力等の状況により回収に努めることが困難又は不相当であると認められる場合は、機構と協議の上、当該債権を償却することができる。

2 前項により償却することができる金額は、返済未済額の全部又は一部とする。

3 前 2 項の場合であっても、返済可能な状況にあることが判明した場合においては、回収に努めるものとする。

(奨学生の生活状況の調査等)

第 40 条 財団は、学業成績、生活状況等に関し、適切な方法により、奨学生に対して調査を行うことができる。

附則

この規則は平成 24 年 12 月 18 日から施行する。

附則(平成 26 年 5 月 13 日 達第 345 号)

この規則は平成 26 年 6 月 2 日から施行する。